

昭和三十三年政令第二百二号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行(内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(百六十六号)第三条第二項ただし書、第四条、第七条第三号、第十二条及び附則までの規定に基き、この政令を制定する。

令  
昭和三十三年法律  
則第二項から第四項

**第一条** 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）  
第三条第一項ただし書の規定に基づく学級の編制は、次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の  
区分に応じて、同表の下欄に掲げる児童又は生徒で行うものとする。

頭及び教諭等（法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。以下この条及び第九条において同じ。）の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校又は義務教育学校の前期課程において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とすると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

生徒	生徒	当該児童又は生徒	当該児童又は生徒	当該児童	当該児童又は生徒	当該児童又は生徒
特別支援学校の小学部又は中学部の重複障害学級（法第三条第三項の規定により文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級をいう。）に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が三人以下である場合	小学校又は中学校の特別支援学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が八人以下である場合	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の第一学年の児童の数と当該学年に引き続く一の学年の児童の数との合計数が八人以下である場合（当該引き続く一の学年が小学校の第二学年以外の学年である場合で、小学校の第一学年又は当該引き続く一の学年のいずれかの児童の数が四人を超えるときを除く。）	小学校の引き続く二の学年（第一学年を含むものを除く。）の児童の数の合計数が十人以下である場合（当該引き続く二の学年が一の学年と当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年とである場合で、当該引き続く二の学年のいずれかの児童の数が八人を超えるときを除く。）	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の引き続く二の学年の生徒の数の合計数が八人以下である場合（当該引き続く二の学年が中学校の第一学年と第三学年とである場合で、これらの学年のいずれかの生徒の数が四人を超えるときを除く。）	中学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の第一学年の児童の数と当該学年に引き続く一の学年の児童の数との合計数が八人以下である場合（当該引き続く一の学年が小学校の第二学年以外の学年である場合で、小学校の第一学年又は当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年とである場合で、当該引き続く二の学年のいずれかの児童の数が十人以下である場合（当該引き続く二の学年が一の学年と当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年とである場合で、当該引き続く二の学年のいずれかの児童の数が八人を超えるときを除く。）	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の第一学年の児童の数と当該学年に引き続く一の学年の児童の数との合計数が八人以下である場合（当該引き続く一の学年が小学校の第二学年以外の学年である場合で、小学校の第一学年又は当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年とである場合で、当該引き続く二の学年のいずれかの児童の数が十人以下である場合（当該引き続く二の学年が一の学年と当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年とである場合で、当該引き続く二の学年のいずれかの児童の数が八人を超えるときを除く。）

**第四条** 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）が存しない市（特別区を含む。第七条第一項各号を除き、以下同じ。）町村で二学級以下の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）又は中等教育学校の前期課程を設置するものの数に一を乗じて得た数

二 医療機関が存しない離島地域（島の全部又は一部の地域で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づく離島振興対策実施地域の指定に係るもの、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第二百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域をいう。）で当該離島地域内に「学級以下の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存するもの（以下この号において「小規模校所在離島地域」という。）」の数に一を乗じて得た数（小規模校所在離島地域のみをその区域とする市町村が存する場合には、当該乗じて得た数から当該市町村の数に一を乗じて得た数を減するものとする。）

都道府県又は市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る前項各号に規定する学級の数は、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

3 指定都市の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る第一項各号に規定する学級の数は、法第四条第二項の規定により指定都市の教育委員会が編制した学級の数とす

**第二条** 法第七条第一項第五号及び第六号の政令で定める特別の指導（法第七条第一項第五号及び第六号の政令で定める特別の指導）を克服するため障害に応じて行われる特別の指導であつて、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次項において同じ。）の児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対する行わるものとする。

**第五条** 法第九条第四号の政令で定める者は、市町村の教育委員会が学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者のうち生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第一条各号に掲げる費用等の支給を当該市町村から受けるものに限る。）とする。

2 法第七条第一項第六号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、小学校又は中学校の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。  
(複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等における教頭及び教諭等の数の算定)

**第三条** 法第七条第二項の政令で定める数は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教

(法第十一條第一項第五号の政令で定める特別の指導)  
**第六条** 法第十一條第一項第五号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、特別支援学校の小学部又は中学部の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣

が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

**(教職員定数の算定に関する特例)**

**第七条** 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。

一 平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この号において「旧合併特例法」という。）第二条第一項に規定する市町村の合併をい

う。）が平成十八年三月三十一日までに行われ、かつ、旧合併特例法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とすると認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が令和十二年三月三十一日までに行われ、かつ、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とすると認められる小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

三 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七条

二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第八条

三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。）の数を算定する場合においては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第六条に規定する施設をいう。第六項及び第九条第一項において同じ。）に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第八条の二

法第十五条第三号の政令で定める事情は、次の各号に掲げる整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができ

るよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七条

**二 特別支援学校の小学部又は中学部について、当該学校に対する学校教育法第七十四条の要請の状況並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第十一条**

法第十五条第四号の政令で定める事情は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）を置く小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該主幹教諭の職務の内容並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他組織及び運営の状況を勘案し、当該学校の効果的かつ効率的な運営を図るために、当該主幹教諭がその校務の整理に係る職責を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七条の規定により算定した数に加えるものとする。

**三 法第十五条第五号の政令で定める事情は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、同号に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第九条の規定により算定した数に加えるものとする。**

**四 法第十五条第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の指導改善研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条から第九条まで又は第十二条の規定により算定した数に加えるものとする。**

（併設校の規模等）

**五 法第十六条第三項の政令で定める規模の小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）は、法第八条第一号の規定を適用する場合にあつては三学級の小学校及び三学級の中学校とし、法第九条第一号の規定を適用する場合にあつては四学級から六学級までの小学校及び四学級又は五学級の中学校とする。**

**六 都道府県又は市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校及び中学校に係る前項に規定する学級の数は、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。**

**七 指定都市の設置する小学校及び中学校に係る第一項に規定する学級の数は、法第四条第二項の規定により指定都市の教育委員会が編制した学級の数とする。**

**八 法第十六条第三項の政令で定める距離は、五百メートルとする。**

**（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）**

**九 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条**

に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。)、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

#### 一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（二未満の端数を生じた場合には、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第十七条第一項の政令で定める者）

#### 第十一条 法第十七条第二項の政令で定める者は、次に掲げる講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限る。）とする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置される講師

二 前号に掲げる者のほか、市（指定都市を除く。）町村における学校教育の振興を目的として配置される講師のうち当該都道府県における教職員の配置の適正化を図ることを目的としないもの

三 前二号に掲げる者のほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める講師（文部科学省令への委任）

第十二条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条、第四条、第五条、附則第二項、附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の規定は、昭和三十三年五月一日から適用する。

附 則（昭和三五年一月二八日政令第九号）  
この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項、附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年一月三二日政令第一七号）  
この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年四月一日政令第一六号）  
この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年九月八日政令第二九六号）  
(施行期日)  
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月二九日政令第五六号）抄  
この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年三月二一日政令第五六号）抄  
この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年三月三〇日政令第五〇号）抄  
この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一五日政令第一一七号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

つては、当該都道府県の区域内の公立の小学校及び中学校に置くべき事務職員の数は、当該乗じて得た数とする。

(端数計算)

7 前二項の規定により算定する場合において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

附則 (昭和四五年三月二七日政令第二四号)

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四六年三月二九日政令第四七号)

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年三月三一日政令第五号)

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四八年三月三一日政令第三九号)

この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和四九年三月三一日政令第五五号)

この政令は、昭和四十九年三月三一日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二二日政令第一一八号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二二日政令第一一八号) 抄

この政令は、昭和四十九年六月二二日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二二日政令第一一八号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二二日政令第一一八号)

（小中学校教職員定数の標準に関する経過措置）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

（以下「改正法」という。）附則第三項の政令で定める特別の事情がある都道府県は、公立義務教

育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定に

より算定した校長、教頭、教諭、助教諭及び講師の数（この政令による改正後の公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（以下この項において「新令」とい

う。）第五条第一項に定めるところにより文部大臣が定める数（次項において「研修等定数」と

いいう。）を除く。）が、昭和五十三年五月一日現在により法第七条の規定により算定した校長、教

頭、教諭、助教諭及び講師の数（この政令による改正前の公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する法律施行令の一部を

改正する政令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第四十二号）による改正前の公立義務教

育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第三項

の規定に該当する都道府県にあつては、同項に規定する校長教諭等最低保障定数）に百分の九

八・五を乗じて得た数（次項において「校長教諭等最低保障定数」という。）を下ることとなる

都道府県とする。

前項に該当する都道府県の改正法附則第三項の政令で定める小中学校教職員定数の標準となる

数は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十日までの間は、校長教諭等最低保障定

数と研修等定数を合計した数と法第八条から第九条までの規定により算定した数（改正法附則第

四項から第六項までの規定のいずれかの規定に該当する都道府県における当該規定に係る教職員

について、改正法附則第四項若しくは第六項又は附則第五項の規定のうち当該都道府県に係る

規定により算定した数）との合計数とする。この場合においては、それぞれ、これらの規定によ

り算定した数を標準として、これらの規定に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めな

ければならない。

（学校栄養職員の定数に関する特例）

改正法附則第五項の政令で定める学校栄養職員の数は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五

年三月三十一日までの間は、同項に規定する現員の数に百分の八十九を乗じて得た数又は同項に

規定する現員の数から法第八条の二第一号に規定する児童及び生徒の数が昭和四十九年五月一日

現在における当該児童及び生徒の数を下る場合の当該下る部分の数を二千五百で除して得た数

（未満の端数を生じたときは、切り捨てる。）を減じた数のうちいずれか少ない数（その数が同

号に定めるところにより算定した数を下る場合には、当該算定した数）と法第八条の二第一号に定めるところにより算定した数との合計数とする。ただし、同項に規定する現員の数が法第八条の二第一号に定めるところにより算定した数を超えたくなつた日以降は、法第八条の二に定めるところにより算定した数とする。

(端数計算)

6 附則第三項及び前項の規定により算定する場合（前項の規定により二千五百で除す場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行

する。

附則 (昭和五〇年三月一八日政令第四九号)

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五一年三月三〇日政令第四三号)

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五二年三月二九日政令第四〇号)

この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五四年三月一八日政令第四二号)

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和五五年五月二二日政令第一三二号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年五月二二日政令第一三二号) 抄

この政令は、昭和五六年五月二二日から施行する。

附則 (昭和五七年五月二二日政令第一三二号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年五月二二日政令第一三二号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年五月二二日政令第一三二号)

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

区分		児童減少市町村		児童減少市町村以外の市町村	
中学校	小学校	各学年	各学年	各学年	各学年
第三学年	第六学年	第一学年から第五学年までの各学年	第一学年から第五学年までの各学年	四十人（文部大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十五人）	四十人（文部大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十五人）
第三学年	第四学年	各学年	各学年	四十五人	四十五人
第三学年	第五学年	第一学年及び第二学年までの各学年	第一学年及び第二学年までの各学年	四十人（文部大臣が定める特別の事情がある中学校にあつては、四十五人）	四十人（文部大臣が定める特別の事情がある中学校にあつては、四十五人）

備考

一 この表中「児童減少市町村」とは、昭和五十五年三月一日現在において同年五月一日、昭和五十六年五月一日及び昭和五十七年五月一日に公立の小学校に在学するものと見込まれた児童の数が、それぞれ昭和五十四年五月一日に公立の小学校に在学した児童の数を下り、かつ、毎年減少することとなつていた市町村をいう。

二 この表の市町村には、特別区を含むものとする。

4 改正法附則第四項の政令で定める小中学校教職員定数の標準となる数（以下「小中学校教職員定数標準」という。）は、平成二年四月一日から平成三年三月三十日までの間は、次項から附則第八項までの規定（これらの規定に係る附則第十項の規定を含む。）により算定した数の合計数とする。この場合においては、それぞれ、当該各項の規定により算定した数を標準として、当該各項の規定に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

5 公立の小学校及び中学校に置くべき校長、教頭、教諭、助教諭及び講師の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数（以下この項において「校長教諭等暫定定数」という。）とこの政令による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第五条第二項に定めるところにより文部大臣が定める数（以下「研修等定数」という。）との合計数とする。ただし、校長教諭等暫定定数が平成元年五月一日現在による同年四月一日から平成二年三月三十日までの間の小中学校教職員定数標準の算定の基礎となつた公立の小学校及び中学校に置くべき校長、教頭、教諭、助教諭及び講師の数から当該期間の小中学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数を減じた数に百分の九十八・一を乗じて得た数を下るごとに異なる場合には、当該乗じて得た数と研修等定数との合計数とする。

6 公立の小学校及び中学校に置くべき養護教諭及び養護助教諭の数は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数とする。

7 公立の小学校及び中学校（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の二に規定する施設を含む。）に置くべき学校栄養職員の数は、附則別表の三の項に掲げる算式により算定した数とする。

8 公立の小学校及び中学校に置くべき事務職員の数は、附則別表の四の項に掲げる算式により算定した数とする。（特殊教育諸学校教職員定数の標準に関する経過措置）

9 改正法附則第四項の政令で定める特殊教育諸学校教職員定数の標準となる数（以下「特殊教育諸学校教職員定数標準」という。）は、平成二年四月一日から平成三年三月三十日までの間は、附則別表の五の項に掲げる算式により算定した数（以下この項において「特殊教育諸学校教職員暫定定数」という。）と研修等定数との合計数とする。ただし、特殊教育諸学校教職員暫定定数が平成元年五月一日現在による同年四月一日から平成二年三月三十日までの間の特殊教育諸学校教職員定数標準から当該期間の特殊教育諸学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数を減じた数に百分の九十八・一を乗じて得た数を下ることとなる場合には、当該乗じて得た数と研修等定数との合計数とする。

10 附則第五項から前項までの規定により算定する場合（附則別表の算式中小中学校校長教諭等新法定数、小中学校養護教諭等新法定数、小中学校学校栄養職員新法定数、小中学校事務職員新法定数及び特殊教育諸学校教職員新法定数に乘ずべき数を算定する場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

附則別表

項目	算式
一	$(A) \times (596 / 1000) + X$
二	$(B) \times (352 / 1000) + Y$
三	$(C) \times (387 / 1000) + Z$
四	$(D) \times (279 / 1000) + W$

五

特殊教育諸学校教職員新法定数  $\times (e / E) + (1 - (e / E)) \times (645 / 1000)$

## 備考

1 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 小中学校校長教諭等新法定数 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第七条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数

二 A 昭和五十五年五月一日現在により法第七条に定めるところにより算定した数から、改正法の施行の日から昭和五十六年三月三十日までの間の小中学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数を減じた数

三 a 昭和五十五年五月一日現在により改正法第一条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「旧法」という。）第七条に定めるところにより算定した数

三の二 X 中学校における生徒指導体制の整備に関し特別の配慮を必要とすると認められる事情を考慮して文部大臣が定める数

四 小中学校養護教諭等新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数

五 B 昭和五十五年五月一日現在により法第八条に定めるところにより算定した数

六 b 昭和五十五年五月一日現在により旧法第八条に定めるところにより算定した数（当該算定した数が改正法第三条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号。以下「旧昭和四十九年改正法」という。）附則第四項に規定する養護教諭等旧標準法基礎定数と旧法第八条第二号に定めるところにより算定した数との合計数を下る都道府県にあつては、当該合計数）と義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める法令（以下「限度政令」という。）附則第九項の規定に基き文部大臣が大蔵大臣と協議して定めた数（養護教諭及び養護助教諭に係るものに限る。）との合計数

六の二 Y 法第八条第一号に掲げる小学校及び中学校並びに同条第三号に掲げる市町村等の数の増加等の事情を考慮して文部大臣が定める数

七 小中学校学校栄養職員新法定数 法第八条の二に定めるところにより算定した数

八 C 昭和五十五年五月一日現在により法第八条の二に定めるところにより算定した数

九 c 昭和五十五年五月一日現在により旧法第八条の二に定めるところにより算定した数（旧昭和四十九年改正法附則第五項に規定する都道府県にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第二百十八号）附則第五項に定めるところにより算定した数）

九の二 Z 児童又は生徒の数の減少のため学校給食の実施に関し特別の配慮を必要とすると認められる事情等を考慮して文部大臣が定める数

十 小中学校事務職員新法定数 法第九条に定めるところにより算定した数

十一 D 昭和五十五年五月一日現在により法第九条に定めるところにより算定した数（当該算定した数が旧昭和四十九年改正法附則第六項に規定する事務職員旧標準法基礎定数と旧法第九条第二号及び第三号に定めるところにより算定した数の合計数とを合計した数を下る都道府県にあつては、当該合計した数）と限度政令附則第九項の規定に基き文部大臣が大蔵大臣と協議して定めた数（事務職員に係るものに限る。）との合計数

十二 e 法第九条第一号に掲げる小学校及び中学校の数の増加等の事情を考慮して文部大臣が定める数

十三 特殊教育諸学校教職員新法定数 法第十条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数



四 備考	小中学校等事務職員新法定数×(d/D) + (1-d/E) D) × (17/18) 特殊教育諸学校教職員新法定数×(e/E) + (1-e) E) × (17/18)
1 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	
一 小中学校等校長教諭等新法定数 法第六条の二及び第七条に規定するところにより算定した数から指導方法改善定数と小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等に係る研修等定数との合計数を減じて得た数	
二 A 平成五年五月一日現在により法第六条の二及び第七条に規定するところにより算定した数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数と小学校及び中学校の教頭及び教諭等に係る研修等定数として定められた数との合計数を減じて得た数	
三 a 平成五年五月一日現在により改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数	
四 小中学校等養護教諭等新法定数 法第八条に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の養護教諭等に係る研修等定数を減じて得た数	
五 B 平成五年五月一日現在により法第八条に規定するところにより算定した数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の小学校及び中学校の養護教諭等に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数	
六 b 平成五年五月一日現在により旧法第八条に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校等学校栄養職員新法定数 法第八条の二に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の学校栄養職員に係る研修等定数を減じて得た数	
八 C 平成五年五月一日現在により法第八条の二に規定するところにより算定した数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の小学校及び中学校的学校栄養職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数	
九 c 平成五年五月一日現在により旧法第八条の二に規定するところにより算定した数	
十 小中学校等事務職員新法定数 法第九条に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の事務職員に係る研修等定数を減じて得た数	
十一 D 平成五年五月一日現在により法第九条に規定するところにより算定した数	
十二 d 平成五年五月一日現在により旧法第九条に規定するところにより算定した数	
十三 特殊教育諸学校教職員新法定数 法第十条に規定するところにより算定した数から特殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数を減じて得た数	
十四 E 平成五年五月一日現在により法第十条に規定するところにより算定した数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数	
十五 e 平成五年五月一日現在により旧法第十条に規定するところにより算定した数	

附 則 (平成六年三月二十五日政令第八〇号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二七日政令第九四号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月二七日政令第六二号)	この政令は、平成八年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月一九日政令第四七号)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年三月二七日政令第八五号)	この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号)	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇八号)	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日） 附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇八号) 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日） 附 則 (平成一三年三月三一日政令第一五四号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（施行期日） 附 則 (平成一三年三月三一日政令第一五四号) 抄

（特殊教育諸学校教職員定数の標準に関する経過措置）

改正法附則第二項の政令で定める特殊教育諸学校教職員定数の標準となる数は、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、附則別表の四の項に掲げる算式により算定した

数と特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員（法第二条第三項に規定する教職員をいう。以下同じ。）に係る研修等定数との合計数とする。

（端数計算）

9 附則第四項から第六項まで及び前項の規定により教職員の数を算定する場合（附則別表の算式中小学校等教頭教諭等新法定数、小学校等養護教諭等新法定数、小学校等学校栄養職員新法定数及び特殊教育諸学校教職員新法定数に乘すべき数を算定する場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

#### 附則別表

項目	算式
一	小学校等教頭教諭等新法定数×(a/A)+(1-(a/A))×
二	小学校等養護教諭等新法定数×(b/B)+(1-(b/B))×
三	小学校等学校栄養職員新法定数×((c/C)+(1-(c/C))×
四	(D/D)×(4/5)

備考  
1 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 小中学校等教頭教諭等新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から指導方法改善定数と小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等に係る研修等定数との合計数を減じて得た数

二 A 平成十三年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数と小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等に係る研修等定数として定められた数との合計数を減じて得た数

三 a 平成十三年五月一日現在により改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数から、改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第五条第一項に規定するところにより文部科学大臣が定めた数を減じて得た数

四 小中学校等養護教諭等新法定数 法第八条に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の養護教諭等に係る研修等定数を減じて得た数

五 B 平成十三年五月一日現在により法第八条に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の養護教諭等に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

六 b 平成十三年五月一日現在により旧法第八条に規定するところにより算定した数から小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の学校栄養職員に係る研修等定数を減じて得た数

八 C 平成十三年五月一日現在により法第八条の二に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の学校栄養職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

九 c 平成十三年五月一日現在により旧法第八条の二に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の学校栄養職員に係る研修等定数を減じて得た数

十一 D 平成十三年五月一日現在により法第十条に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

十二 d 平成十三年五月一日現在により旧法第十条に規定するところにより算定した数及び第二項本文の規定による学級編制の標準により算定した学級数によるものとする。

#### 附則 (平成一四年三月二七日政令第六七号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一四年三月二九日政令第八二号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一四年三月二九日政令第八三号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一四年三月二九日政令第一〇二号) 抄

（施行期日）

##### 第一 条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日政令第七七号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一六年七月三〇日政令第二五一号)

この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

##### 附 則 (平成一七年四月一日政令第八五号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一七年三月三〇日政令第八五号)

この政令は、平成十七年三月三〇日から施行する。

##### 附 則 (平成一七年三月三〇日政令第一〇六号) 抄

（施行期日）

##### 第一 条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇一号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成一八年一月二二日政令第三六一号) 抄

（施行期日）

##### 第一 条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号)

この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

##### 附 則 (平成一九年三月二二日政令第三六一号) 抄

（施行期日）

##### 第一 条 この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第三六一号)

この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

##### 附 則 (平成一九年三月二二日政令第三六一号)

この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七条各号の改正規定、第三条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第七条第一項の改正規定、第



- この政令は、平成三十年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成三十一年三月二九日政令第一〇九号）  
 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和二年三月二七日政令第六一號）  
 抄  
 （施行期日）  
 1  
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和二年三月三〇日政令第八八号）  
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和二年三月三一日政令第一三六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和三年三月三一日政令第八九号）  
 この政令は、令和三年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和四年三月二十五日政令第一〇〇号）  
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和四年三月三〇日政令第一二九号）  
 抄  
 （施行期日）  
 1  
 この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和五年三月三〇日政令第一〇一号）  
 この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和六年三月二九日政令第一〇五号）  
 この政令は、令和六年四月一日から施行する。